

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問内容	回答
1	募集要項	3	5	(3)	オ	⑥	担当者経歴書	各事業に必要な人員のうち、非常勤職員を採用予定の場合は「採用予定」と記載し、担当者が決まり次第報告することが認められるか。	お見込みのとおりです。 但し、配置職員について不確実な記載が少ない提案である方がより高い評価を得られやすいと考えます。
2	募集要項	4	6	(2)	オ	②	事故防止・安全対策	事故防止・安全対策については、相談者への賠償事故を想定したものと考えてよいのか。他に想定されるものがあれば、ご教示いただきたい。	お見込みのとおりです。
3	募集要項	4	6	(2)	オ	⑤	見積書	年度ごとの見積書は、事業別に作成せず、ⅠからⅤの事業をまとめたものでよろしいか。	お見込みのとおりです。
4	業務概要	1	3				履行場所	「社会福祉課内及び浦安市内全域」とあるが、委託内容Ⅳ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業業務にあたる職員は、社会福祉課以外の場所に配置することで問題ないか。	お見込みのとおりです。
5	業務概要	1	3				履行場所	Ⅳ、生活困窮者支援等のための地域づくり事業業務についても浦安市役所本庁舎 3 階社会福祉課内に職員を配置して業務を実施してよいのか。	執務室のスペースや備品に限りがあるため、要相談とさせていただきます。
6	業務概要	5	Ⅰ	2	(2)	ア	主任相談支援員の配置	「常時 1 名以上、専従」の定義、具体的な勤務形態を教えてください。 地方公務員法の「常時勤務を要する職」と同様の概念で通常はフルタイム勤務、他の業務と兼務しないが、相談業務等実施時間において休憩や外出時はもとより有給休暇取得時などの不在時に業務運営上大きな支障がなければ、必ず代替の主任相談支援員を配置することまで求めるものではないとの理解でよいのか。	基本的には主任相談支援員が常時配置されるものと考えますが、やむを得ず不在の時間が生じる場合にも、主任相談支援員と連絡をとれる状況をつくる等、業務に支障がない体制を構築することとしてください。
7	業務概要	5	Ⅰ	2	(2)	イ	相談支援員の配置	生活困窮者自立相談支援事業業務の相談支援員の配置について、他事業を兼務する複数の職員が交代で対応することは認められると考えてよいのか。	お見込みのとおりです。
8	業務概要	5	Ⅰ	2	(2)	イ	相談支援員の配置	「常時1名以上」の定義、具体的な勤務形態を教えてください。 地方公務員法の「常時勤務を要する職」と同様の概念で通常はフルタイム勤務で、相談業務等実施時間において休憩や外出時はもとより有給休暇取得時などの不在時に業務運営上大きな支障がなければ、必ず代替の者を配置することまで求めるものではないとの理解でよいのか。	基本的には、Ⅰ、生活困窮者自立相談支援事業業務における相談支援員及びⅤ、浦安市総合相談窓口及びSNS等を用いた相談対応システム運用業務の担当者が常時配置されるものと考えますが、やむを得ず不在の時間が生じる場合にも、該当職員と連絡をとれる状況をつくる等、業務に支障がない体制を構築することとしてください。
		14	Ⅴ	2	(2)	ア	浦安市総合相談窓口及びSNS等を用いた相談対応システム運用担当者の配置		

浦安市自立相談支援事業等業務公募型プロポーザル_質問への回答

令和 7 年 7 月10日

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問内容	回答
10	業務概要	5	I	2	(2)		配置職員	主任相談支援員と相談支援員・窓口担当者は各常時1名以上、主任相談支援員以外は他業務と兼務可(Ⅱ～Ⅴの各業務支援員を含む)となっているため、主任相談支援員と相談支援員等の各1計2名が配置職員人数の最少要件であり、そのうえで受託者において各業務が充実した内容で円滑に実施できるよう業務概要に規定する適切な人材をもって業務運営上必要な人数の職員配置を行うことで配置職員の要件を充たすと理解してよいか。	Ⅰ．生活困窮者自立相談支援事業業務においては、主任相談支援員と相談支援員を常時1名以上ずつ配置する必要があるほか、就労支援員を1名、週2日以上、すまい相談員を1名、週2日以上配置する必要があります。 Ⅴ．浦安市総合相談窓口及びSNS等を用いた相談対応システム運用業務においては、担当者を常時1名以上配置する必要があります。 その他の業務についても、業務概要に示す配置職員をそれぞれ配置する必要があります。
11	業務概要	11	Ⅲ	2	(4)		重層的支援会議への協力	「重層的支援会議に協力すること」とあるが、会議にプラン作成者として、その内容検討の場に主体的に参加するという主旨でよろしいか。他に求められる役割等、想定される内容があればご教示いただきたい。	お見込みのとおりです。
12	業務概要	14	Ⅴ	1			SNS等を用いた相談対応システム導入の狙い	SNS等を用いた相談対応システム導入の狙いは、来所や電話での相談に心理的・時間的な障壁があるなどにより、既存の相談窓口に繋がりがづらい方からの相談を拾い上げるためと考えてよいか。他に狙いがあれば、ご教示いただきたい。	お見込みのとおりです。
13	業務概要	17	Ⅵ	9	③		事業実施における前提条件	「個人への現金給付や…」とあるが、ここで言う「個人」とは、支援対象者を指すという解釈でよろしいか。	お見込みのとおりです。
14	業務概要	17	Ⅵ	9	⑥		事業実施における前提条件	配置職員の計画人数に関連するため、浦安市社会福祉課内において、本業務の配置職員が使用する机、椅子は最多同時配置人数分を用意いただけるのか確認させていただきたい。	Ⅰ．生活困窮者自立相談支援事業業務、Ⅱ．家計改善支援事業業務、Ⅲ．アウトリーチ等を通じた継続的支援事業業務、Ⅴ．浦安市総合相談窓口及びSNS等を用いた相談対応システム運用業務の配置職員として、市が示した要件に基づく人数分の机、椅子を用意します。これを超える人数の机、椅子については要相談とさせていただきます。
15	業務概要	17	Ⅵ	9	⑥		事業実施における前提条件	現受託法人が本事業受託費で購入したパソコンやプリンタなどの備品を使用することは可能か。	使用できません。
16	業務概要	17	Ⅵ	9	⑥		事業実施における前提条件	コピー機は、市庁舎フロアにあるものの利用が可能か。	利用できません。
17	業務概要	17	Ⅵ	9			事業実施における前提条件	本事業を担当する職員が使用する業務用車両等は、市庁舎駐車場の駐車が可能か（夜間等）。	駐車できません。
18	業務概要	18	10	④			現受託者からの引継ぎ	引継ぎのための期間をどのくらいに想定しているか。	現受託者との調整次第になりますが、概ね1～2か月の期間を想定しています。

No	資料名	頁	該当箇所				タイトル	質問内容	回答
19	業務概要	全般					連携、協業、支援等について	受託業務における市と受託者の連携、協業、支援等の考え方について教えていただきたい。	募集要項及び優先契約候補者からの提案内容をもとに、市と優先契約候補者が協議し、委託契約を締結します。市は契約書に基づき、業務委託し、適正な委託管理につとめます。契約仕様書等に記載の無い内容については、市と受託者双方が協議して対応するものとし、市と受託者は必要に応じて連携して業務を遂行するものとします。
20	応募様式集	様式 8					職員配置案	様式 8 の記載例をお示しいただきたい。	様式 8 のエクセル内に記載例のシートを示しています。